『在宅での業務遂行に関する誓約書』

株式会社ハイマックス(以下「甲」という)から株式会社シラス(以下「乙」という)が 契約に基づき受託した業務(以下「対象業務」という)について、乙は、乙の従業員(乙の 役員、従業員、契約社員、派遣社員、その他乙の指揮命令下にある者、委託先等を広く指す ものとし、以下「従業員等」という)が、新型ウイルス等(インフルエンザウイルス、コロ ナウイルスを含むものとし、以下「ウイルス等」という)への感染防止を目的として、従業 員等の自宅で業務遂行すること(以下「在宅作業」という)に関して、次のとおり誓約する。

なお、本誓約書は甲乙間の対象業務に係る既存契約に優先するものとし、本誓約書に記載なき事項は既存契約に従うものとする。

第1条(定義)

本誓約書で使用する用語の定義は、次の通りとする。

1 5 7 5 6 7 7 7 8	が聞いた我は、いい近りこうる。
(1) 在宅作業	ウイルス等への感染防止を目的とし、甲の許可を得て従業員等が対
	象業務を同人の自宅で遂行すること
(2) 在宅作業者	従業員等のうち、甲から在宅作業を認められた者
	対象業務を遂行する事を目的とし、使用する PC 等の機器および関連備品等

第2条 (遵守事項)

乙は、在宅作業に関して本誓約書記載事項を遵守するとともに在宅作業者にもこれを遵守 させるための合理的措置を行うものとする。

第3条(在宅作業者の要件)

在宅作業者は、次の各号の要件を充足する者とし、甲が承諾した者とする。

- 一 担当する業務の性質が、在宅作業に適していること
- 二 自己管理のもと円滑に業務遂行できること
- 三 情報管理及び安全衛生等において、適切な執務環境が確保できること

第4条 (申請・承諾)

乙は、甲の指示により、在宅作業を行う場合、前条記載の条件充足を甲に表明の上、甲の承諾を取得する。

- 2. 甲の承諾取得に際しては、本誓約書および本誓約書に添付の「在宅作業者名簿」を在宅作業開始前までに甲に提出するものとする。
- 3. 甲は、業務上その他の事由により、在宅作業の承諾をいつでも取り消すことができる。

第5条(在宅作業の開始)

在宅作業者は、前条により甲に承諾された在宅作業開始日から在宅作業を開始する。当該 承諾後に在宅作業の開始日を変更する場合は、乙は遅滞なく同変更を甲に申請し、変更について甲の承諾を得るものとする。

2 在宅作業開始後、在宅作業者は原則甲指定場所に訪問せずに対象業務を遂行する。

第6条(出社指示)

甲は、乙に対し、必要に応じて、甲指定場所への訪問を指示することができる。

2 乙は、前項の指示があった場合、在宅作業者に甲指定場所への訪問を命じるものとする。 但し、かかる指示に応じることができない合理的事情(法令等に基づく在宅作業者の外出禁止等)ある場合にはこの限りではない。

第7条(在宅作業の終了)

甲は、ウイルス等の感染拡大による健康被害のリスクが収束するなど、在宅作業者が乙事 務所または甲指定場所で対象業務遂行可能と判断した場合、乙に在宅作業の全部または一部 終了を指示することができる。

2 乙は、前項の指示があった場合、在宅作業者に既存契約に定める作業場所での対象業務 遂行を命じるものとする。

第8条(在宅作業場所)

在宅作業を行う場所は、日本国内の在宅作業者の自宅とする。

第9条(執務環境)

乙は、在宅作業の環境整備において、下記2項から4項の努力義務を負うものとする。また、同居人、介護従事者等の役務提供者、その他の滞在者(以下「同居人等」という)が万一、PC 画面などの情報を閲覧した場合、当該情報を漏らさないことを同居人等に説明し、厳守させることとする。

- 2 乙(本条において在宅作業者を含む)は、在宅作業開始日までに、在宅作業場所に使用機器の接続が可能となるインターネット環境を整備するものとする。
- 3 乙は、在宅作業に関して対象業務遂行に支障を生じることのない環境(在宅作業者自宅における情報漏洩等を生じない個室等の準備)を整備するものとする。
- 4 在宅作業者は、対象業務遂行中、同居人等に在宅作業場所として自宅を使用することを説明し、執務をおこなう個室に同居人等を立ち入らせないものとする。

第10条(作業時間や作業内容の管理)

乙において対象業務を管理する者は、在宅作業者の作業時間や作業内容を、適宜、管理・ 監督のうえ、既存契約、または、甲の指示に従い甲に報告するものとする。

第11条 (使用機器の準備および費用負担)

使用機器にかかるインターネット接続設定方法(VPN、リモートデスクトップ等)は甲が定め手順を提供するものとする。

2 在宅作業に伴い発生する通信費用及び光熱費等の諸費用の負担は、甲乙の協議結果に基づくものとする。

第12条 (使用機器等の管理)

甲は、在宅作業者に対し、在宅作業開始日までに使用機器を乙に手交するか、乙にて手配を行う。

- 2 乙は、在宅作業者に、使用機器を適切に管理させる。
- 3 在宅作業者は、対象業務遂行時間外における使用機器の管理について、施錠できる机の 引き出しや、移動・持ち出しが困難な収納箱に格納し、施錠管理に努める。
- 4 在宅作業者は、使用機器や同機器へのログイン I D・パスワードに在宅作業者以外が触れることがないよう管理するものとする。
- 5 乙は、甲から使用機器の返却指示があった際は、速やかに在宅作業者に使用機器の返却を命じ回収するとともに、甲に対して返却を行う責任を負うものとする。

第13条 (セキュリティ)

乙は、在宅作業者が在宅業務を実施するにあたり、使用機器及び厳秘情報にかかる適切な 安全管理措置を講じるとともに、在宅業務者にもこれを遵守させるものとする。

- 2 在宅作業者が対象業務に使用する情報通信機器は、使用機器に限るものとする。但し、甲が別途書面により承諾した機器についてはこの限りではない。
- 3 在宅作業者は、対象業務遂行を目的として使用機器により閲覧する場合を除き、甲の秘密情報(不正競争防止法上の営業秘密の他、対象業務において知得した情報、既存契約において秘密とされる情報を含むものとし、以下「営業秘密」という)を甲の社外に持ち出して

はならないものとする。但し、甲が別途書面により承諾した場合についてはこの限りではない。

4 在宅作業者は営業秘密を保護するため、対象業務遂行以外の目的に使用してはならない。

第14条 (安全衛生管理)

在宅作業開始にあたり、乙は、法令および既存契約に従い在宅作業者にかかる労働衛生管理につき、責任を負うものとする。

第15条 (禁止事項等)

在宅作業に際し、甲は、乙に対し、次に掲げる行為を禁止する。また、乙は在宅作業者が使用機器に関する甲の関連諸規程を遵守することを徹底し、責任を負うものとする。違反した場合、乙は、使用機器を直ちに甲に返却するものとし、甲は、使用機器に付された ID 削除等、必要な措置を即時実施することができるものとする。

- 一 甲または第三者に損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- 二 使用機器を対象業務以外の目的に使用する行為
- 三 IDを在宅作業者者本人以外に譲渡、使用、共同利用等する行為
- 四 使用機器により使用しうる情報を改ざんまたは不正に消去する行為
- 五 使用機器にウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または搭載する行 為
- 六 使用機器の円滑な運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- 七 使用機器によるフリーWi-Fi を使用した通信行為
- 八 本誓約書または甲の定める規定等に違反する行為
- 九 上記の他、上記に準ずる行為等、甲が不適切と判断する行為

第16条 (個人情報管理)

在宅作業者は、対象業務の遂行に必須であり、且つ既存契約に個人情報の取扱いに関する定めがある場合には、在宅作業においても個人情報を取り扱うことができる。

2 前項の場合、乙は、在宅作業者にも既存契約の個人情報の取扱いに関する定めを遵守させるものとし、在宅事業者の行為に関し、責任を負うものとする。

第17条 (その他)

本誓約書に定めのない事項が生じた場合または本誓約書の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意を持って解決にあたるものとする。

2020年4月1日

Z

(所在地) 東京都港区芝大門1-4-4 ノア芝大門504

(社名) 株式会社シラス

(部門名等)

(役職等) 代表取締役 (代表者氏名) 渡辺 純



以下の者について、本誓約を遵守のうえ在宅作業につき申請します。

案件	:名称	ASY	開如	台目	2020年3月4日	
No	所属会社名			在宅作業者氏名		
1	株式会社シラス		鈴木	鈴木 亮		
2	株式会社シラス		金子	金子 義紀		
3	株式会社シラス		内藤	内藤 正		
4			1-1 (F 3: 75/10)			
5						
6		The same of the same of				
7				-		
8						
9						
10						

Man of the part of